石巻市広告付き窓口番号案内システム等無償提供者募集事業仕様書

1 事業名

石巻市広告付き窓口番号案内システム等無償提供者募集事業

2 期間

協定締結日から5年間

3 設置場所

石巻市役所 2階市民課他

※ 他の設置場所は協議の上決定

4 稼動時間

市役所開庁日 平日

午前8時30分から午後5時まで

日曜開庁日(月2回) 午前9時から午後1時

繁忙期(3月下旬~4月上旬)や業務時間の変更に伴い延長又は短縮できること。

5 事業内容

- (1) 番号案内システム及び行政情報・民間広告等の各種情報を提供できるモニターの調達、設置、撤去及び原状回復
- (2) 番号案内システム及び行政情報・民間広告等の各種情報を提供できるモニターの保守及び維持管理
- (3) 行政情報映像の制作及び放映
- (4) 広告の募集、制作及び放映

6 設置する機器の仕様

- (1) 受付番号発券機 1 台
 - ア表示部はタッチパネル式とする。
 - イ 1 画面で8業務の選択が可能であること。また、画面展開によって最大32業務の選択が可能であること。
 - ウ 発券プリンターを内蔵してあり、業務ごとに発券できること。また、1つの呼び 出し番号につき必要に応じて2枚発券できること。
 - エ 各業務別の待ち人数を常時表示できること。
 - オ 発券する番号カードに番号、発券年月日、発券機ボタンの用件を印字できること。
 - カ 受付件数や待ち時間等のデータ集計ができること。
 - キ 業務ボタンの名称を多言語に切替えできること。

- ク 床置式の場合は、転倒防止策を講じること。
- (2) 番号表示パネル 6台
 - ア 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。
 - イ 電子音声用スピーカーを内蔵し、表示パネルごとに音量の調整が可能であること。
 - ウ 繰返しての呼出しが可能で、裏面(執務室側)に待ち人数や時間が表示されること。
- (3) 操作モニター 6台
 - ア 受付窓口カウンター上での事務に支障のない大きさで、操作性に優れたものとする。
 - イ 呼出時の不在等による保留番号を画面に一覧表示できること。
 - ウ 任意で番号の表示及び消去ができること。
 - エ 発券機の用紙残量警告表示ができること。
 - オ 通信障害のリスクを考慮し、有線接続ができること。
- (4) 交付番号案内システム 1台
 - ア バーコードリーダーを装備し、業務で使用する番号コードを読み取り、交付番号 案内表示モニターの番号を表示し呼出が行えること。
 - イ タッチパネル、キーボード等による番号直接入力により、交付番号案内表示モニ ターに番号を表示し呼び出しが行えること。
- (5) 交付番号案内表示モニター 1台
 - ア 大きさは55インチ程度で薄型とする。
 - イ 設置方法は、天井吊り下げ方式とし、来庁者が視認しやすい位置に配置すること。
 - ウ 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。
 - エ 呼出音声が来庁者に明瞭に聞こえるように、スピーカー等を効果的に配置すること。
 - オ 職員が呼び出し操作機を操作することにより、モニターに任意の番号を表示させ て呼び出せる機能及び音量調節機能があること。
- (6) 行政情報及び広告放映モニター 2台以上
 - ア モニターは薄型で場所をとらない大きさとし、このうち1台については交付番号 案内表示モニター(55インチ程度)と併用できる程度の大きさのものとする。他 のモニターについては、各待合に支障のない大きさとする。
 - イ 設置方法は、天井吊り下げ方式とし、いずれも来庁者が視認しやすい位置に配置 すること。
 - ウ タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び掲載内容の自動再生が可能である こと。

7 行政情報及び広告の掲載方法

- (1) 行政情報に関しては、市から提供を受けた素材を元に編集をして掲載することとし、 その内容はあらかじめ市の審査を受けること。
- (2) 行政情報に関しては、全掲載枠での25%以上の掲載枠を確保すること。
- (3) 広告は、動画又は静止画で表示をすることが可能で複数の広告を掲載できること。 また、広告に音声をつける場合は、来庁者を不快にさせることや業務に支障となること がないよう留意すること。
- (4) 広告内容に関しては、石巻市広告事業実施要綱(平成19年石巻市告示第199号) 及び石巻市広告掲載基準を遵守すること。
- (5) 広告内容に関しては、事業者において審査し、市の事前承認を受けた広告以外は掲載できないものとする。広告内容を変更する場合も同様とする。
- (6) 行政情報及び広告の掲載枠数・掲載回数・管理等については、事業者の選定後、市 と協議の上決定する。
- (7) 広告の内容に関する問い合わせ、苦情については、事業者が責任をもって対応するものとし、問題が発生したときは速やかに問題を解決すること。
- (8) 事業者に選定されたものは、協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

8 維持管理等

- (1) 事業者は、システムの円滑な運営に資するため、定期点検、清掃等を行うとともに 必要に応じて消耗品の補充を行うこと。
- (2) 事業者は、システムに故障や不具合が生じた場合、速やかに点検、修理等の対応が可能な体制を整備すること。
- (3) 事業者は、システムを使用する職員に対し、その操作等について研修を行うととも に問合せには速やかに対応できる体制を整備すること。
- (4) 事業者は、システムの操作マニュアルを作成し、本市に提出すること。

9 費用負担

- (1) 広告付き窓口番号案内システム等関連機器の調達、設置、設置場所の変更・撤去 (協定期間終了後の原状回復を含む。) に伴う工事費用は、事業者の負担とする。
- (2) 設置後の維持管理(定期点検、故障発生時等の緊急対応)費用は、事業者の負担とする。
- (3) 各付属設備及び消耗品は事業者の負担とする。
- (4) 行政情報及び広告の製作などに係る一切の費用は事業者の負担とする。
- (5) 行政情報及び広告放映モニターの電気料は、事業者の負担とする。

10 暴力団等の排除

- (1) 受託者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。) 別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長 又は河北警察署長(以下「管轄警察署長」という。)から排除要綱別表措置要件に 該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人(一次 及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手 方を含む。以下同じ。)又は再受託者(再受託以降のすべての再受託者を含む。以 下同じ。)としてはならない。
- (3) 受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件 に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者(以下「下請負人等」とい う。)としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)を行うこと。
- (5) 受託者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載))により生活環境部市民課長に報告すること。
- (6) 受託者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5) と同様の措置を指導すること。
- (7) 受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、生活環境部市民課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

11 その他

- (1) 行政情報及び広告放映モニターの設置にあたっては、「石巻市公有財産規則」に 基づき、行政財産使用許可を得ること。ただし、使用料は減免とする。
- (2) 広告付き窓口番号案内システム関連機器の設置にあたっては、転倒防止、落下防止等の安全措置を講ずるものとする。特に天井等に機器を設置する場合は、事前に現地で調査の上、既存の設備・配線を把握し、落下等がないよう、適切に設置すること。なお、補強工事が必要な場合は、その費用は事業者の負担とする。補強の方法は本市と事業者との協議により決定し、庁舎本体に負担のかからない方法で行うものとする。
- (3) 本市の組織機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生

じた場合の機器等の移設に伴う費用は事業者の負担とする。

(4) 本仕様書において、明示のない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と協議するものとする。